

新潟市結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得若しくは賃借、又は引越しに係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯とは、令和8年1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費とは、令和8年4月1日から翌年3月31日までの間に、結婚を機に市内での住宅の取得又は賃借のために要した費用のうち、当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含み、既存住宅の改修及び増改築に係る費用を除く。）及び賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用とは、令和8年4月1日から翌年3月31日までの間に、前号における住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号すべてに該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦が新潟市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっており、及び補助金の交付を受けた日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (2) 令和7年分（令和7年1月1日から令和7年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、合計所得金額が500万円以上の場合にあっては、次に記載する計算方法により算出した額とする。

ア 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、令和7年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

- (3) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたこ

とがないこと。

(5) 夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納していないこと。

(6) 夫婦ともに市長が指定する下記の講座の受講や相談のうち、いずれか一つを行うこと

ア ライフデザイン支援講座の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 妊娠・子育てほっとステーションへの妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性への家事・育児参画のための講座）の受講

(7) 夫婦共に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 月払いの賃料及び共益費については、3か月分を上限とする。なお、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(2) 夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に住居した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し

(2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）

(3) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する令和7年分の所得を証明するも

の)

- (4) 夫婦の市町村税の納税証明書（市区町村が発行する未納がないことを証明するもの）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第3条第2号ただし書に該当する場合）
- (6) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
- (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築した場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
- (9) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (11) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (12) 第3条第6号に定める講座受講もしくは相談を行った証明書（様式第4号）
- (13) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、新潟市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第8条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

（交付決定の取り消し及び返還）

第9条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 2 9 日から施行する。